

第3号議案

福井県文化財保護審議会の委員の任命について

別紙のとおり、文化財保護審議会の委員を任命する。

平成26年4月11日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第59条第2項の規定に基づき、委員を任命したいので、この案を提出する。

福井県文化財保護審議会委員新旧対照表

年齢は平成26年4月1日現在

(旧)

番号	分野	氏名	就任時の現職等
1	建造物・伝建群	吉田純一	福井工業大学教授 4期8年
2	絵画	宮島新一	元山形大学教授 4期8年
3	彫刻	安藤佳香	佛教大学教授 6期12年
4	工芸品	久保智康	元京都国立博物館企画室長 1期1年半
5	書跡・典籍	隼田嘉彦	福井大学名誉教授 8期16年
6	古文書(中世)	松浦義則	福井大学特命教授(広報・地域貢献担当) 3期6年
7	古文書	橋本政宣	東京大学名誉教授 4期8年
8	歴史資料	太田昌子	金沢美術工芸大学教授 5期10年
9	有形民俗文化財	神野善治	武蔵野美術大学教授 4期8年
10	無形民俗文化財	入江宣子	前文化庁文化審議会専門委員 8期16年
11	無形文化財・保存技術	金田久璋	元敦賀短期大学非常勤講師 8期16年
12	史跡・考古資料	網谷克彦	元敦賀短期大学教授 5期10年
13	名勝	藤原武二	史跡白山平泉寺旧境内調査整備指導委員会委員 14期27年
14	天然記念物(動物)	森 誠一	岐阜経済大学教授 4期8年
15	天然記念物(植物)	今井三千穂	元福井県グリーンセンター林業試験部長 1期2年

(新)

番号	分野	氏名	現職等
1	建造物・伝建群	吉田純一	福井工業大学教授
2	絵画	宮島新一	元山形大学教授
3	彫刻	井上一穂	同志社大学教授
4	工芸品	久保智康	元京都国立博物館企画室長
5	歴史資料	外岡慎一郎	元敦賀短期大学教授、敦賀市立博物館館長
6	古文書(中世)	松浦義則	元福井大学特命教授(広報・地域貢献担当)
7	古文書	橋本政宣	東京大学名誉教授
8	有形民俗文化財	神野善治	武蔵野美術大学教授
9	無形民俗文化財	入江宣子	前文化庁文化審議会専門委員
10	無形文化財・保存技術	金田久璋	元敦賀短期大学非常勤講師
11	史跡・考古資料	仁科 章	元県立歴史博物館長
12	名勝	藤原武二	史跡白山平泉寺旧境内調査整備指導委員会委員
13	天然記念物(動物)	森 誠一	岐阜経済大学教授
14	天然記念物(植物)	今井三千穂	元福井県グリーンセンター林業試験部長
15	文化的景観	丸山 宏	名城大学教授

新

新



新

新

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

任期：平成28年3月31日 まで

今後の文化財のあり方の検討

○趣旨

- ・「歴史・文化を生かしたまちづくり」、「日々の暮らしの中での文化財の保存」、「知と技の継承」など、これからの文化財の指定保存・活用の方向性を探る。

○内容

- ・文化財の「指定」、「整備・保存」、「活用」が円滑に回る仕組みづくり
- ・文化財行政とまちづくり行政（農林、土木、環境、観光等）との強固な連携体制づくり
- ・新たな文化財分野における保護手法の仕組みづくり

○検討方法

- ・文化財保護審議会において検討

○その他

- ・新たに策定する「福井県教育基本計画」にも留意

参 考

○福井県文化財保護審議会 (抄)

昭和34年7月31日

福井県条例39号

(設置)

第58条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に福井県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第59条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○文化財保護法 (抄)

昭和25年5月30日

法律第214号

(地方文化財保護審議会)

第190条

都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県または市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。